

# 福岡市公報

令和5年8月24日 第6985号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

一目

次一

ページ

告示

示

○地縁による団体の規約に定める目的の変更（第198号）	2
○地縁による団体の規約に定める目的及び代表者の変更（第199号）	3
○歳入の徴収の事務の委託（第200号）	4
○土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定（第201号）	4
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（第202号）	5
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始（第203号）	5
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始（第204号）	6
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始（第205号）	6
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始（第206号）	7
○公共下水道の供用及び流域下水道の終末処理場による下水の処理の開始（第207号）	7
○分流化区域の指定（第208号）	8
○放置自転車の移動及び保管（第209号）	8

## 公 告

○一般競争入札の実施（第237号）	20
○開発行為に関する工事の完了（第238号）	21

## 西 区

○住民票の消除（告示第2号）	22
----------------	----

## 正 誤

○令和5年5月29日付第6961号（別冊）中正誤	22
--------------------------	----

## 告示

## 福岡市告示第198号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、同条第1項の認可を受けた地縁による団体から告示された事項について変更の届出があったので、同条第10項後段の規定により次のように告示する。

令和5年8月24日

福岡市長 高島宗一郎

区分	名称	規約に定める目的
変更前		<p>以下に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 会員相互の連絡に関する事</li><li>(2) 美化、清掃等区域内の環境の整備に関する事</li><li>(3) 集会施設その他の資産の維持管理、運営に関する事</li><li>(4) 福利、厚生に関する事</li><li>(5) 文化、体育、レクリエーション等に関する事</li><li>(6) その他、目的達成に必要な事</li></ul>
変更後	香椎照葉1丁目戸建町内会	<p>照葉まちづくり憲章に基づき、以下に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、地区内の活力あるコミュニティの形成、快適で安全・安心な居住環境及び緑豊かでゆとりと統一感のある街並みの創出及び保全並びに住民相互の親睦を図り、良好な地域社会の維持及び形成に資すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 会員相互の連絡に関する事</li><li>(2) 美化、清掃等区域内の環境の整備に関する事</li><li>(3) 集会施設その他の資産の維持管理、運営に関する事</li><li>(4) 福利、厚生に関する事</li><li>(5) 文化、体育、レクリエーション等に関する事</li><li>(6) アイランドシティ環境配慮指針に沿った地域の環境づくり</li><li>(7) タウンセキュリティ、その他安全・安心のまちづくりのための防犯活動</li><li>(8) 有線テレビジョン放送サービス利用による住宅地の景観維持および利便の増進</li><li>(9) 建築協定及び緑地協定の調整その他街並み・景観などの維持・保全活動</li><li>(10) その他、目的達成に必要な事</li></ul>

**福岡市告示第199号**

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、同条第1項の認可を受けた地縁による団体から告示された事項について変更の届出があったので、同条第10項後段の規定により次のように告示する。

令和5年8月24日

福岡市長 高島宗一郎

区分	名称	規約に定める目的	代表者の住所及び氏名
変更前		<p>以下に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資すること。</p> <p>(1) 会員相互の連絡に関すること (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備に関すること (3) 集会施設その他の資産の維持管理、運営に関すること (4) 福利、厚生に関すること (5) 文化、体育、レクリエーション等に関すること (6) その他、目的達成に必要なこと</p>	福岡市東区香椎照葉二丁目4番26号 島田 将嗣
変更後	香椎照葉二丁目戸建町内会	<p>照葉まちづくり憲章に基づき、以下に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、地区内の活力あるコミュニティの形成、快適で安全・安心な居住環境及び緑豊かでゆとりと統一感のある街並みの創出及び保全並びに住民相互の親睦を図り、良好な地域社会の維持及び形成に資すること。</p> <p>(1) 会員相互の連絡に関すること (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備に関すること (3) 集会施設その他の資産の維持管理、運営に関すること (4) 福利、厚生に関すること (5) 文化、体育、レクリエーション等に関すること</p>	福岡市東区香椎照葉二丁目4番4号 三原 弘生

- |  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>(6) アイランドシティ環境配慮指針に沿った地域の環境づくり</li> <li>(7) タウンセキュリティ、その他安全・安心のまちづくりのための防犯活動</li> <li>(8) 有線テレビジョン放送サービス利用による住宅地の景観維持および利便の増進</li> <li>(9) 建築協定及び緑地協定の調整その他街並み・景観などの維持・保全活動</li> <li>(10) その他、目的達成に必要なこと</li> </ul> |
|--|--|

**福岡市告示第200号**

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、歳入の徴収の事務を次のように委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年8月24日

福岡市長 高島宗一郎

委託事務	委託の相手方	委託期間
福岡市美術館駐車場使用料（中型自動車及び大型自動車の使用料を除く。）の徴収事務	横浜市港北区菊名七丁目3番22号 アマノマネジメントサービス株式会社	令和5年9月1日から 令和6年3月31日まで

**福岡市告示第201号**

土壤汚染対策法第6条第1項の規定に基づき、要措置区域（特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域をいう。以下同じ。）を指定するので、同条第2項の規定により次のように公示する。

令和5年8月24日

福岡市長 高島宗一郎

## 1 指定する区域

福岡市東区馬出三丁目1番1の一部

## 2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

- 3 当該要措置区域において講ずべき指示措置  
地下水の水質の測定
- 

#### 福岡市告示第202号

土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき、形質変更時要届出区域（特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域をいう。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により次のように公示する。

令和5年8月24日

福岡市長 高 島 宗一郎

- 1 指定する区域

福岡市東区馬出三丁目1番1の一部

- 2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物
- 

#### 福岡市告示第203号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法第9条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧に供する。

令和5年8月24日

福岡市長 高 島 宗一郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和5年8月25日

- 2 下水を排除及び処理すべき区域

福岡市東区香椎駅東四丁目及び青葉一丁目の各一部

- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置

縦覧に供する上記関係図面において表示する。

- 4 排除方式

分流式

- 5 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

福岡市東区松島六丁目16番1号

福岡市東部水処理センター

---

**福岡市告示第204号**

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法第9条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧に供する。

令和5年8月24日

福岡市長 高島宗一郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日  
令和5年8月25日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域  
福岡市博多区石城町の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置  
縦覧に供する上記関係図面において表示する。
- 4 排除方式  
合流式
- 5 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
福岡市中央区荒津二丁目2番1号  
福岡市中部水処理センター

**福岡市告示第205号**

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法第9条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧に供する。

令和5年8月24日

福岡市長 高島宗一郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日  
令和5年8月25日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域  
福岡市早良区内野一丁目、内野三丁目及び大字西の各一部  
福岡市西区戸切三丁目の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置  
縦覧に供する上記関係図面において表示する。
- 4 排除方式  
分流式
- 5 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

福岡市西区小戸二丁目5番1号  
福岡市西部水処理センター

### 福岡市告示第206号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法第9条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧に供する。

令和5年8月24日

福岡市長 高島宗一郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日  
令和5年8月25日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域  
福岡市西区今宿三丁目及び今津の各一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置  
縦覧に供する上記関係図面において表示する。
- 4 排除方式  
分流式
- 5 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
福岡市西区学園通三丁目2149番地  
福岡市新西部水処理センター

### 福岡市告示第207号

公共下水道の供用を開始し、及び流域下水道の終末処理場による下水の処理が開始されるので、下水道法第9条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧に供する。

令和5年8月24日

福岡市長 高島宗一郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日  
令和5年8月25日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域  
福岡市南区日佐三丁目及び柏原一丁目の各一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置  
縦覧に供する上記関係図面において表示する。
- 4 排除方式

**分流式**

- 5 下水の処理が開始される当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称

福岡市博多区那珂四丁目5番1号

福岡県御笠川浄化センター

**福岡市告示第208号**

福岡市下水道条例第4条の2第1項の規定に基づき、分流化区域を指定するので、同条第2項の規定により次のように告示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧に供する。

令和5年8月24日

福岡市長 高島宗一郎

- 1 分流式の排水設備を接続することができる公共下水道の供用を開始すべき年月日

令和5年8月25日

- 2 分流化区域の位置

福岡市博多区祇園町の一部

- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置

縦覧に供する上記関係図面において表示する。

**福岡市告示第209号**

福岡市自転車の放置防止に関する条例第10条第2項及び第11条第2項の規定に基づき、自転車を移動し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年8月24日

福岡市長 高島宗一郎

- 1 自転車が放置されていた場所、移動し、保管した年月日、移動し、保管した自転車の

台数、保管及び返還を行う場所並びに問合せ先

別表のとおり

- 2 返還事務を行う時間等

(1) 榎田自転車保管所

月曜日から金曜日まで 午前11時から午後7時まで

日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日 午後1時から午後5時まで

12月29日から翌年1月3日までは返還事務を行わない。

(2) 那の津自転車保管所

月曜日から金曜日まで 午前11時から午後10時まで

日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日 午後1時から午後10時まで

12月29日から翌年1月3日までは返還事務を行わない。

(3) その他の自転車保管所

月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

土曜日 午後1時から午後5時まで

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までは、返還事務を行わない。

3 返還を受けるために必要な事項

自転車の返還を受けようとする者は、その氏名及び住所並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。

4 その他

この告示に係る自転車で、この告示の日から1か月経過後においても利用者等の引取りがないものは、本市において売却、廃棄等の処分を行う。

別表

自転車が放置された い　た　場　所	移動し、保管した 年　月　日	移動し、 保管し た自転 車の台 数	保管及び返還を 行　う　場　所	問合せ先
J R九州香椎駅周辺地 区自転車放置禁止区域	令和5年7月6日	7		
J R九州箱崎駅周辺地 区自転車放置禁止区域	令和5年7月6日	6		
	令和5年7月21日	2		
	令和5年7月24日	6		
西戸崎一丁目地内	令和5年7月25日	1		
大字奈多地内	令和5年7月31日	1		
高美台二丁目地内	令和5年7月14日	1		
	令和5年7月28日	1		
和白東一丁目地内	令和5年7月31日	1		

和白丘三丁目地内	令和5年7月10日	1	東区箱崎七丁目7番 貝塚自転車保管所	東区箱崎二丁目54番1号 東区役所地域整備部維持管理課 電話 645-1062
唐原四丁目地内	令和5年7月18日	1		
香椎照葉一丁目地内	令和5年7月14日	1		
	令和5年7月25日	1		
千早四丁目地内	令和5年7月10日	1		
松崎一丁目地内	令和5年7月14日	2		
松崎三丁目地内	令和5年7月21日	1		
蒲田二丁目地内	令和5年7月10日	2		
松島六丁目地内	令和5年7月10日	1		
箱崎二丁目地内	令和5年7月31日	1		
箱崎三丁目地内	令和5年7月10日	1		
社領一丁目地内	令和5年7月27日	1		
筥松三丁目地内	令和5年7月3日	1		
馬出五丁目地内	令和5年7月24日	1		
J R九州南福岡駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和5年7月24日	1		
西鉄雑餉隈駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和5年7月18日	1		
地下鉄福岡空港駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和5年7月13日	1		
	令和5年7月19日	1		
J R九州篠原駅周辺地区自転車放置禁止区域 (博多区管内)	令和5年7月11日	1		
	令和5年7月18日	1		
	令和5年7月3日	6		
	令和5年7月4日	7		
	令和5年7月5日	8		
	令和5年7月6日	4		

博多駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和5年7月7日	1
	令和5年7月10日	3
	令和5年7月11日	6
	令和5年7月12日	6
	令和5年7月14日	9
	令和5年7月18日	6
	令和5年7月19日	7
	令和5年7月20日	8
	令和5年7月21日	2
	令和5年7月24日	2
	令和5年7月25日	4
	令和5年7月26日	5
	令和5年7月27日	1
	令和5年7月28日	4
	令和5年7月31日	3
JR九州吉塚駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和5年7月13日	1
	令和5年7月25日	2
	令和5年7月27日	1
	令和5年7月31日	1
	令和5年7月3日	1
	令和5年7月4日	8
	令和5年7月5日	2
	令和5年7月6日	3
	令和5年7月7日	2
	令和5年7月11日	4
	令和5年7月13日	12

地下鉄中洲川端駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和5年7月18日	3	博多区豊一丁目10番 榎田自転車保管所	博多区博多駅前二丁目8番1号 博多区役所地域整備部管理調整課 電話 419-1071
	令和5年7月19日	2		
	令和5年7月20日	2		
	令和5年7月21日	1		
	令和5年7月24日	4		
	令和5年7月25日	7		
	令和5年7月26日	21		
	令和5年7月27日	1		
	令和5年7月31日	4		
JR九州竹下駅周辺地区自転車放置禁止区域 (博多区管内)	令和5年7月7日	1		
	令和5年7月11日	3		
	令和5年7月18日	1		
	令和5年7月19日	2		
	令和5年7月20日	3		
	令和5年7月25日	1		
	令和5年7月27日	1		
	令和5年7月28日	2		
地下鉄祇園駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和5年7月6日	1		
	令和5年7月7日	2		
	令和5年7月11日	2		
	令和5年7月12日	2		
	令和5年7月18日	1		
	令和5年7月20日	2		
地下鉄呉服町駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和5年7月3日	2		
	令和5年7月12日	1		
	令和5年7月13日	2		
	令和5年7月19日	5		

	令和5年7月27日	2
	令和5年7月31日	2
大字下臼井地内	令和5年7月5日	3
浦田一丁目地内	令和5年7月11日	1
吉塚二丁目地内	令和5年7月14日	1
堅粕一丁目地内	令和5年7月3日	1
堅粕四丁目地内	令和5年7月24日	1
千代五丁目地内	令和5年7月10日	2
東公園地内	令和5年7月14日	1
下呉服町地内	令和5年7月28日	1
神屋町地内	令和5年7月3日	1
博多駅前四丁目地内	令和5年7月24日	1
博多駅東三丁目地内	令和5年7月31日	2
比恵町地内	令和5年7月3日	1
博多駅南一丁目地内	令和5年7月14日	1
博多駅南二丁目地内	令和5年7月18日	1
博多駅南三丁目地内	令和5年7月25日	1
住吉二丁目地内	令和5年7月31日	1
住吉三丁目地内	令和5年7月31日	1
住吉四丁目地内	令和5年7月18日	1
	令和5年7月31日	1
住吉五丁目地内	令和5年7月14日	1
美野島二丁目地内	令和5年7月18日	1
美野島三丁目地内	令和5年7月24日	1
美野島四丁目地内	令和5年7月31日	1
山王二丁目地内	令和5年7月31日	1
板付三丁目地内	令和5年7月31日	1

諸岡三丁目地内	令和5年7月11日	1
麦野四丁目地内	令和5年7月18日	1
春町一丁目地内	令和5年7月3日	1
地下鉄唐人町駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和5年7月4日	1
地下鉄天神駅・西鉄福岡駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和5年7月1日	6
	令和5年7月2日	2
	令和5年7月3日	4
	令和5年7月4日	3
	令和5年7月5日	8
	令和5年7月6日	6
	令和5年7月8日	4
	令和5年7月9日	2
	令和5年7月10日	3
	令和5年7月11日	5
	令和5年7月12日	6
	令和5年7月13日	3
	令和5年7月15日	6
	令和5年7月16日	3
	令和5年7月18日	2
	令和5年7月19日	5
	令和5年7月20日	8
	令和5年7月22日	10
	令和5年7月23日	4
	令和5年7月24日	2
	令和5年7月25日	2
	令和5年7月26日	9

	令和5年7月27日	7	
	令和5年7月29日	8	
	令和5年7月30日	4	
	令和5年7月31日	1	
西鉄薬院駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和5年7月5日	1	中央区那の津三丁目7番 那の津自転車保管所 中央区大名二丁目5番31号 中央区役所地域整備部管理調整課 電話 718-1093
	令和5年7月9日	1	
	令和5年7月13日	4	
	令和5年7月20日	5	
	令和5年7月25日	2	
	令和5年7月27日	4	
地下鉄大濠公園駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和5年7月12日	4	
地下鉄六本松駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和5年7月13日	3	
	令和5年7月19日	2	
	令和5年7月26日	1	
	令和5年7月27日	1	
地下鉄渡辺通駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和5年7月5日	2	
	令和5年7月26日	1	
地下鉄赤坂駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和5年7月3日	3	
	令和5年7月18日	3	
	令和5年7月24日	4	
	令和5年7月31日	4	
地下鉄天神南駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和5年7月2日	2	
	令和5年7月6日	3	
	令和5年7月16日	2	
	令和5年7月23日	2	
	令和5年7月25日	1	

	令和5年7月30日	2		
警固一丁目地内	令和5年7月25日	1		
警固二丁目地内	令和5年7月25日	4		
港二丁目地内	令和5年7月7日	1		
港三丁目地内	令和5年7月18日	3		
舞鶴一丁目地内	令和5年7月31日	1		
赤坂二丁目地内	令和5年7月3日	1		
赤坂三丁目地内	令和5年7月25日	2		
荒戸二丁目地内	令和5年7月18日	1		
小笹二丁目地内	令和5年7月11日	1		
今川二丁目地内	令和5年7月24日	1		
西鉄大橋駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和5年7月6日	3		
	令和5年7月7日	1		
	令和5年7月11日	1		
	令和5年7月13日	3		
	令和5年7月14日	2		
	令和5年7月18日	3		
	令和5年7月21日	1		
	令和5年7月24日	2		
	令和5年7月25日	1		
	令和5年7月28日	2		
	令和5年7月31日	3		
西鉄井尻駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和5年7月6日	1		
	令和5年7月13日	1		
	令和5年7月25日	2		
	令和5年7月28日	1		
	令和5年7月31日	1		

J R九州筑原駅周辺地区 自転車放置禁止区域 (南区管内)	令和5年7月7日	1	
西鉄高宮駅周辺地区 自転車放置禁止区域	令和5年7月3日	2	
	令和5年7月4日	1	
	令和5年7月13日	2	
	令和5年7月18日	2	
	令和5年7月21日	2	
	令和5年7月27日	2	
	令和5年7月28日	3	
	令和5年7月31日	1	
J R九州竹下駅周辺地区 自転車放置禁止区域 (南区管内)	令和5年7月3日	1	
清水三丁目地内	令和5年7月7日	1	
塩原三丁目地内	令和5年7月24日	2	
大橋二丁目地内	令和5年7月28日	2	
井尻一丁目地内	令和5年7月27日	2	
曰佐四丁目地内	令和5年7月6日	1	
弥永四丁目地内	令和5年7月13日	1	
高宮二丁目地内	令和5年7月6日	1	
	令和5年7月20日	1	
向野一丁目地内	令和5年7月11日	1	
向野二丁目地内	令和5年7月7日	1	
	令和5年7月20日	1	
若久三丁目地内	令和5年7月14日	1	
若久六丁目地内	令和5年7月27日	1	
野多目三丁目地内	令和5年7月6日	1	
		南区大楠二丁目18番 平尾自転車保管所	南区塩原三丁目25番 1号 南区役所地域整備部維持管理課 電話 559-5102

老司五丁目地内	令和5年7月31日	1		
平和二丁目地内	令和5年7月3日	1		
柳河内二丁目地内	令和5年7月11日	1		
長丘二丁目地内	令和5年7月6日	1		
西長住三丁目地内	令和5年7月6日	1		
桧原六丁目地内	令和5年7月27日	1		
地下鉄別府駅周辺地区 自転車放置禁止区域	令和5年7月18日	2		
地下鉄金山駅周辺地区 自転車放置禁止区域	令和5年7月4日	2		
地下鉄七隈駅周辺地区 自転車放置禁止区域	令和5年7月25日	1	城南区鳥飼六丁目1 番1号 城南区役所地域整 備部維持管理課 電話 833-4089	城南区鳥飼六丁目1 番1号 城南区役所地域整 備部維持管理課 電話 833-4089
	令和5年7月27日	1		
地下鉄福大前駅周辺地 区自転車放置禁止区域	令和5年7月19日	1		
田島一丁目地内	令和5年7月25日	1		
友丘三丁目地内	令和5年7月7日	1		
樋井川一丁目地内	令和5年7月19日	1		
片江二丁目地内	令和5年7月24日	1		
梅林一丁目地内	令和5年7月24日	1		
地下鉄室見駅周辺地区 自転車放置禁止区域 (早良区管内)	令和5年7月26日	2		
地下鉄藤崎駅周辺地区 自転車放置禁止区域	令和5年7月26日	2		
地下鉄西新駅周辺地区 自転車放置禁止区域	令和5年7月10日	1	早良区祖原14 番 西新自転車 保管所	早良区祖原14 番 西新自転車 保管所
	令和5年7月20日	1		
	令和5年7月25日	7		
	令和5年7月28日	1		

地下鉄野芥駅周辺地区 自転車放置禁止区域 (早良区管内)	令和5年7月11日	2	早良区百道二丁目1番1号 早良区役所地域整備部生活環境課 電話 833-4342
地下鉄次郎丸駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和5年7月26日	1	
高取一丁目地内	令和5年7月18日	1	
藤崎一丁目地内	令和5年7月28日	1	
室見一丁目地内	令和5年7月14日	1	
室見二丁目地内	令和5年7月3日	1	
飯倉二丁目地内	令和5年7月31日	1	
原六丁目地内	令和5年7月28日	1	
千隈四丁目地内	令和5年7月7日	1	
次郎丸三丁目地内	令和5年7月14日	1	
野芥八丁目地内	令和5年7月31日	1	
四箇二丁目地内	令和5年7月31日	1	
四箇四丁目地内	令和5年7月3日	1	
四箇六丁目地内	令和5年7月24日	1	
姪浜駅周辺地区自転車 放置禁止区域	令和5年7月3日	2	
	令和5年7月4日	2	
	令和5年7月5日	1	
	令和5年7月7日	5	
	令和5年7月21日	23	
	令和5年7月31日	1	
愛宕一丁目地内	令和5年7月24日	2	
愛宕四丁目地内	令和5年7月4日	1	
小戸四丁目地内	令和5年7月18日	1	
姪浜駅南二丁目地内	令和5年7月7日	1	

# 福岡市公報

令和5年8月24日 第6985号

石丸三丁目地内	令和5年7月31日	1	西区小戸四丁目26番 姪浜自転車保管所	西区内浜一丁目4番1号 西区役所地域整備部管理調整課 電話 895-7052
生の松原一丁目地内	令和5年7月24日	1		
上山門一丁目地内	令和5年7月3日	1		
大字橋本地内	令和5年7月7日	1		
野方二丁目地内	令和5年7月24日	1		
戸切三丁目地内	令和5年7月18日	1		
大字羽根戸地内	令和5年7月5日	1		
	令和5年7月25日	1		
	令和5年7月31日	1		
大字飯盛地内	令和5年7月7日	2		
横浜二丁目地内	令和5年7月7日	1		
周船寺二丁目地内	令和5年7月18日	1		
田尻二丁目地内	令和5年7月18日	1		
田尻東二丁目地内	令和5年7月18日	1		

## 公 告

### 福岡市公告第237号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則第5条の規定により次のように公告する。

令和5年8月24日

福岡市長 高島宗一郎

#### 1 電子入札に付する事項

業種	件名	備考
港湾土木	令和5年度アイランドシティ地区覆土撤去工事（その12）	総合評価落札方式
	令和5年度アイランドシティ地区覆土撤去工事（その13）	
	令和5年度アイランドシティ地区覆土撤去工事（その14）	

建築C	令和5年度市営香椎浜三街区住宅集会所3棟ユニバーサルデザイン改修工事	
	令和5年度市営香椎浜一街区住宅集会所1棟他2住宅ユニバーサルデザイン改修工事	
	席田小学校西側渡り廊下改築工事	
	志賀島小学校プール更衣室改築工事	
	馬出小学校屋体便所新設その他工事	
	西区保健福祉センター空調設備更新建築工事	
	中央区役所交通局合同庁舎空調設備更新建築工事(2期工事)	
電気A	早良区役所非常用発電設備更新工事	
	産学連携交流センター電灯設備改修その他工事	
管A	保健環境研究所特別試験室空調設備更新工事	
防水	中部水処理センターA系No.1最初沈殿池防食覆蓋更新工事	
	中部水処理センター余剰汚泥貯留槽外防食更新工事	

- 2 詳細は、入札説明書による。  
 3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL <https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/contract/index.html>

(2) 期間

この公告の日から令和5年8月31日まで(日曜日及び土曜日を除く。)

(3) 時間

午前6時から午後10時まで

### 福岡市公告第238号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年8月24日

福岡市長 高 島 宗一郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

福岡市西区下山門三丁目366番1及び366番2

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北九州市八幡西区下上津役四丁目1番36号

大英産業株式会社

---

西 区

---

## 福岡市西区告示第2号

住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定に基づき、住民票を職権で消除したので、その旨を当該住民票を消除された者に通知する必要があるが、その住所及び居所が明らかでないので、同条第4項の規定により次のように公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から1月間福岡市西区役所市民部西部出張所において縦覧に供する。

令和5年8月24日

福岡市西区長 駒田 浩良

住 所	氏 名	消除年月日
福岡市西区今宿西一丁目7番8-305号 福岡国際育英会 留学生会館	HASOOMI NAFISE	令和5年7月27日
福岡市西区今宿西一丁目7番8-305号 福岡国際育英会 留学生会館	SAFARI ALIREZA	

---

正 誤

---

発行年月日	公報番号	ページ	箇 所	正	誤
令和5年 5月29日	第6961号 (別冊)	8	下から 4行目	誤	30,526
				正	30,676